

あなたと町政をむすぶハイブ役 広報むぎ

第125号

2014

8

●発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL.72-1111(代) ●印刷 木村プリントテック
 ホームページアドレス <http://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/>



姫神祭にて18年振りに蔵出しされた「関船」 平成26年7月26日(土)



○町長所信・・・・・・・・・・	2	○長寿医療制度・・・・・・・・	17
○26年度一般会計6月補正予算・・	4	○風しんの抗体検査・・・・・	18
○一般質問・・・・・・・・・・	7	○君の決意が国の力に！・・・・・	19
○国民年金保険料・・・・・・・・	12	○8月は「電気使用安全月間」・・	20
○児童手当・・・・・・・・・・	13	○地域情報通信基盤整備推進	
○身体障がい者巡回相談・・・・・	14	交付金事業における整備計画	
○重度心身障害者医療費助成事業	15	の事後評価・・・・・・・・・・	21
○臓器提供の意思表示・・・・・	16	○海が吠えた日・・・・・・・・	22～24

皆さんの
 声を
 町政に

祭壇貸出予約受付電話番号：牟岐町社会福祉協議会：090-9558-3389

町長所信

(要約)

現在牟岐町は、南海トラフ地震対策、及び雇用拡大と産業振興を目的とした地域活性化に全力で取り組んでいます。

防災対策では、いつ南海トラフ地震が起こるかわからないと言われる中、一刻も早く海部病院を安全な高台に移すとのことで、病院



新しく完成したヘン口小屋

用地造成工事が本格的に始まっています。用地造成が完了するまでの間、工事に影響を受ける地域の皆様方には、本当にご迷惑をお掛けいたしますが、大地震、大津波の後、一人でも多くの人命を救助するため、懸命に工事を進めていることをご理解いただきご協力をお願いしたいと思います。

次に地域の再生と活性化ですが、本年度は室戸阿南海岸国定公園指定50周年、及び弘法大師四国八十八ヶ所開創1200年の年であ

り、観光振興を目的として、県をあげて各種イベントに取り組んでいます。牟岐町でも、遍路小屋プロジェクトが進められ、牟岐町お接待の会を中心とする皆様のご尽力で7月初旬に遍路小屋が完成すると聞いています。遍路小屋の完成を機に、一層お遍路さんに喜んでいただけるだけでなく、町の活性化の一助となるものと期待しています。

また、小学校統合により、廃校となった旧河内小学校と旧牟岐小学校に活性化センターを開設し、過疎地の再生に向けた各種取り組みを、この牟岐町から発信したいと考えています。町内外の有志に積極的にご参加いただくとともに、起業家や事業者への情報提供や広報活動、インターネットによる通信販売を始めとした販路の開拓、地元の方々の連携の模索などを検討し実施していただきたいと考えています。

特に力を入れていただきたいのは、地域あるいは町が一丸となった取り組みの

開始です。美波町、海陽町、阿南市在住の皆さんの力もお借りしながら、地域一丸となった再生を開始する必要がありますと考えています。

今後は、過疎化と少子高齢化で、働き盛りの人口が減少する中、また、エネルギー資源の高騰やTPPなどにより、一次産業の存続が厳しくなる中、地域がそれぞれの長所を最大限活用するとともに短所を補い合う一丸となった取り組みが不可欠であり、狭い地域を長所とし、地域資源の最大限の活用、あるいは人間力の最大限の活用により、活性化を図るしかないと考えています。

牟岐町の取り組みとして、事業に関わる人も関わらない人も、自分のため、あるいは他人のため、また牟岐町全体が元気になるため『保養と健康』というテーマを徹底的に考え行動していただきたいと思っています。特に、飲食店など食べ物を販売・提供される方は、町内の人が食べて元気になる健康食の開発に全力で取り組



中村婦人会の花畑

んでいたかと思いません。そして、それも前面に出しPRしていただきたいと思っています。特別のお金をかけずにできる、狭いエリアだからできる、皆が取り組める共通のテーマが『保養と健康』だと思います。

一次産業が元気がない中、牟岐町が元気になるためには、町全体が一丸となり個性を創造し、競争力を付けていく、そして牟岐町を『保養と健康』のテーマパークのようにすることが、牟岐町が元気になる道だと思います。

6月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が6月18日から20日まで開かれました。開会日には福井町長が所信表明後、繰越計算書の報告、条例改正案、補正予算案、人事案件などの提案説明をし、議員から意見書2件の趣旨説明を行いました。再開日には4名の議員が一般質問に立ち、農家を守る政策、子育て支援と保育事故、役場の電話・窓口対応、移住定住・少子化対策について論議されました。そして、町長提出の報告2件を承認、補正予算などの議案9件と議員提出の意見書2件が可決されました。

専決処分

◎牟岐町税条例の一部を改正する条例

地方法人税の創設に対応する法人税割りの課税標準額の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げと経年車重課税の新設、耐震改修が行われた耐震基準適合家屋に対する減税措置の創設。
(採決の結果、原案承認)

◎牟岐町国民健康保険条例の一部を改正する条例
課税限度額の引き上げと減額措置に係る軽減判定所得判定方法の変更による改正。
(原案承認)

◎25年度一般会計補正予算
過疎集落等再生対策事業一千万円、財政調整基金5億4千万円を積み立て5億5002万8千円を追加する25年度の最終予算。
(原案承認)

繰越計算書

◎25年度一般会計繰越明許費繰越計算書

25年度から26年度に繰り越した旧東部保育所解体事業、過疎集落等自立再生対策事業、都市防災総合推進事業、防災拠点避難地整備事業、障害者自立支援給付支払等システム改修事業、子ども・子育て支援新制度システム構築事業、地籍調査事業、町道大山一号線改良事業、八坂橋耐震補修事業、消防救急無線デジタル化整備事業、災害復旧事業以上11件について、計算書を報告し、議会の承認を求めるもの。
(原案承認)

条例

◎牟岐町税条例の一部を改正する条例
26年度税制改正に伴い新設された「わがまち特例」

に関する固定資産税の償却資産課税に関する特例が新たに追加されたもの。
(原案可決)

◎阿佐海岸鉄道株式会社等

に対する固定資産の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
阿佐海岸鉄道株式会社、阿佐東線連絡協議会の鉄道事業用の土地・家屋・償却資産に対する固定資産税の課税免除の適用期間を5年間延長するもの。
(原案可決)

補正予算

◎26年度一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ1億4746万5千円を追加し、予算総額を26億3363万7千円と定めるもので、内容は表のとおり。
(原案可決)

◎26年度上水道事業会計補正予算
上水道灘加圧場の電気計

装及びポンプ設備更新工事のための設計委託料と工事請負費を5千万円追加するもの。
(原案可決)

◎26年度国民健康保険特別

会計補正予算
印刷製本費を増額、歳入歳出それぞれ15万円を追加し、予算総額を8億1474万1千円とするもの。
(原案可決)

◎26年度介護保険特別会計補正予算

認知症ケア向上推進事業の委託料35万円と25年度国庫支出金等返納金1409万4千円などで、歳入歳出それぞれ1444万4千円を追加し、予算総額を7億9381万1千円とするもの。
(原案可決)

◎26年度後期高齢者医療特別会計補正予算

後期高齢者医療広域連合への負担金を増額、歳入歳出それぞれ67万7千円を追加し、予算総額を9569万1千円とするもの。
(原案可決)

町民体育館耐震追加工事に7,500千円

26年度一般会計6月補正予算は、1億4,746万5千円の追加です。(原案可決)

歳出予算の主なもの

金 額	内 容
3,000,000円	杉谷団地フェンス修繕工事
3,000,000円	住民を守る震災に強いまちづくり事業
5,300,000円	臨時福祉給付金補助金（追加分）
15,000,000円	牟岐町社会福祉協議会補助金（法人運営、各種事業）
3,912,000円	敬老祝金
20,283,000円	海部郡衛生処理事務組合負担金（追加分）
5,001,000円	神野内妻線舗装工事
4,365,000円	水産振興費補助金（種苗放流事業、増養殖場造成事業、他）
4,800,000円	牟岐町商品券発行事業補助金
3,060,000円	河内活性化センター修繕費
5,000,000円	道路維持補修工事（追加分）
2,000,000円	八坂橋橋面修繕工事
4,500,000円	急傾斜地崩壊対策工事（大谷地区）
3,000,000円	法定外公共物維持工事
23,408,000円	海部消防組合負担金（追加分）
2,164,000円	小中学校パソコンリース料（追加分）
7,500,000円	町民体育館耐震工事（追加分）
2,976,000円	町債償還元金利子（新規借入分）

歳入予算の主なもの

金 額	内 容
6,755,000円	国庫支出金 臨時福祉給付金補助金（追加分）
2,500,000円	県支出金 避難経路ライトアップ支援事業補助金
2,212,000円	県支出金 農林水産事業費補助金
2,000,000円	県支出金 急傾斜地崩壊対策事業補助金
123,601,000円	繰越金 前年度繰越金
2,000,000円	諸収入 住民を守る震災に強いまちづくり助成金
10,100,000円	町債 防災対策事業債・過疎債（追加分）



町民体育館の耐震工事

平成25年度地域活性化支援事業の実績

事業名	内 容	金 額
物産館	人件費	2,219,828円
	光熱水費	717,086円
	借上料	1,800,000円
活性化補助金	阿南工業高等専門学校	2,500,000円
	牟岐町婦人会	87,090円
合 計		5,997,435円

質問(要旨)

(多くの議員発言がありましたが、紙面の都合上、一部を掲載しています。)

一山議員

過疎集落等自立再生対策事業について、具体的にはどういうことをするのか。

仁田総務課長

事業概要は、農産物の付加価値づくりと販路開拓、

その他

◎町道の路線変更

町道浜崎2号線の起点を変更するもの。

(原案可決)

人事

◎固定資産評価員の選任

新たに宮内吉彦税務会計課長を固定資産評価員に選任するため、議会の同意を

求めるもの。

(原案承認)

意見書(要旨)

◎地方財政の充実・強化を求める意見書

提出者 一山 稔

賛成者 堤 近義

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に以下の対策を求めます。

1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。2 増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。3 復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体により柔軟に活用できるように早急に改善すること。また、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。4 法人実効税率の見直しについては、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、現行の外形標準課税の充実をはかること。5 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、現行制度を堅持すること。6 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、現行水準を確保すること。また、臨時的な財源から、経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、段階補正の強化、新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。8 行革指標に基づく地方交付税の算定は、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改める。

(原案可決)

◎憲法の解釈変更による集団的自衛権行使容認をや

めるよう求める意見書

提出者 藤元 雅文

賛成者 堤 近義

いま、安倍政権は、憲法の解釈を変更すること、これまで出来ないとしていた集団的自衛権行使を可能にする動きを急速に進めています。「国際情勢の変化」「国民の命を守るため」、あるいは、「限定的な範囲で」と言いますが、今まで以上に戦争に巻き込まれる可能性が高まることは間違いありません。また、権力を縛るはずの憲法を一政権の思惑で解釈変更出来るとなれば、先進国では当たり前の立憲主義を根本から壊すものであり断じて認められるものではありません。確かに、近隣諸国との緊張関係は存在します。しかし、戦争の準備ではなく、紛争を戦争にしないための外交努力の強化こそが、いま政府に求められていることではないでしょうか。このまま、集団的自衛権行使に足を踏み出せば、日本が、「二度と戦争しない国」から「海外で戦争をする国」に

行政常任委員会町内視察



町民体育館耐震工事



海部病院移転先工事



河内地域活性化センター(旧河内小学校)

お気軽に皆さんのご意見
ご感想をお寄せください。
電話 七二一三四二一
FAX 七二一三七一六
「広報編集委員会」まで
お願いします。

変貌し、終わりのない戦争
テロの悪循環、殺し殺され
る歴史を繰り返すことにな
ります。よって政府に対し
憲法の解釈変更による集団
的自衛権行使容認をやめる
よう求めます。
(採決の結果、原案可決)

議会の動き

(6月)

4日 牟岐町戦没者追悼式

9日 行政常任委員会

11日 全員協議会、議会運営委員会

17日 海部郡防犯連合会総会

18日 第2回定例町議会

～20日

25日 美波病院新築工事安全祈願祭(美波町)

25日 徳島県女性議員懇談会(徳島市)

27日 海部郡町村議会議長会総会(徳島市)

29日 近畿牟岐会第22回総会(大阪市)

(7月)

9日 広報編集委員会

18日 徳島県町村議会議長会役員会(徳島市)

30日 海部郡暴力排除連絡協議会総会

31日 阿佐東線連絡協議会総会・

阿佐東地域公共交通懇話会(海陽町)

(8月)

1日 徳島県町村議会議長会定例会(徳島市)

26日 町村議会広報紙作成講座(徳島市)

一 般 質 問

6月議会では、4名の議員が一般質問を行いました。



町内の耕作放棄地

農家を守る

今後の政策について

榎谷 千重子 議員

継承者不足から耕作放棄地が増え、鹿や猪、狸、その他鳥獣の楽園となり、昨今ではハクビシン、狸などは民家のすぐそばまできており、自然的関係が崩れようとしています。

そこで、耕作放棄地の薬草栽培はどこまで進んでいるのか、その展望と人材確保

保、イノベーション、技術開発支援、目利き人材の育成などはどうなのか。

また、耕作放棄地の活用として、太陽光発電設置にむけ、地代収入までの支援策と地権者への説明会などを設けてはどうか。

再生可能エネルギーの地産地消の推進も検討しては

どうか。その実現に向けて町長の見解をお聞きます。

福井町長

耕作放棄地の有効活用、

イノベーション、再エネ活用、六次産業化など、できること全てを駆使し対策を考えていく必要があります。

耕作放棄地の利用法として、貸農地のほか、太陽光発電、薬草栽培、鳥獣害に遭わない農作物の栽培、温室栽培などになるうかと思っています。

問題は誰が耕作するかということですが、「人農地プラン」記載地域の農業の担い手か、地域おこし協力隊になるうかと思いますが、将来的には法人化を進める必要があると考えています。小量の一次産品を六次産業化により最大限活用できる方法を模索していかねばならないと考え、今後は徳島県、農協、漁協とも協議連携し、懸命に取り組んでいくとともに企業も参加しやすい仕組みを国等に要望してまいりたいと考えています。

旧河内小学校に開設した活性化センターのその後の取り組みと展望は

榎谷議員

旧牟岐小学校と二箇所拠点となつていますが、その意図はどうかお聞きします。

外国人や観光客に対する積極的な、地域観光資源は、これから、もっともっと発信していかなければならないと思いますが、その拠点と成りえるのか。

また、いろいろな取り組みをされるとのことですが、6月議会にも1千万円が計上されていますが、すべて商工会に丸投げなのか、町の主導権はどこまでなのか、今後の展望をお聞きます。

福井町長

中村活性化センターと河内活性化センターは二つに分けたのではなく、統合によつて廃校になったところを有効活用するという観点から二つに分かれているということです。

牟岐町を元気にするには、観光業も含めた産業の活性化を常に考え行動する拠点が必要だと考えています。また、町の民俗資料は地域にとっても、観光の上でも今後とも保存していくことが必要です。その二つが河内活性化センターだと考えています。2階は民俗資料館、一階には町内産品の販売のほか、町内外の方々が交流を深められる会議室の設置、インターネット販売など販路開拓のスペース、移住交流センター、空き家紹介など、商工会、観光協会、地域おこし協力隊などにより有効な活用方法、事業展開をこれから、模索して休むことなく継続していただきたいと考えています。

福井町長

緊急避難所については、昨年11月に県が発表した津波被害想定に基づき、以前の津波避難マップに記載されていた全ての避難場所を見直し、基準水位に達していない場所は除外し、その後、整備した避難場所を追加したものです。記載にあたっては、町内の自主防災組織の代表者が参加してのワークショップを開催し、協議したうえで記載しています。

津波避難マップの

調査は確実か

櫻谷議員

津波避難マップに記載されている、緊急避難場所と標高は記載されているとお

また、以前より設置の看板については、町職員が作成したものもあり、マップの表示と異なっているものも多数あります。表示

については、あくまで目安であり、避難する時は、高さの表示にとらわれずに、より高い所を目指して避難していただきたい。

子育て支援と保育料、

保育事故防止対策は

一山 稔 議員



リンジー先生による保育園児の英語体験

幼稚園就園奨励費補助制度が拡充され、保育料の格差を是正することになりましたが、認定子ども園についても園について施設に支払う運営費で優遇しないとも言われており、現行制度と比較し、10%程度上がるとも言われています。新制度になれば本町への影響は出るのか、現状は

どうか、保育料も0歳から3歳までと、3歳以上、また、昨年と今年ではどのようになっているのか、変わりはしないのか。保育園児のいる家庭への保育料軽減見直しについてはどうか。

保育料の滞納はどうか、滞納があれば、どのように対応、対処しているのか。全国的に保育施設での事故が増えているようだが本町では過去に事故はあったのか、あればどのように対処したのか、事故防止として、子どもの安全確保を図るため、どのような対策をしているのかお伺いします。

福井町長

新制度導入の目的は、質の高い幼児期の学校教育及び保育の提供、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実、待機児童の解消及び子ども減少地域の保育の支援であり、より良いサービス制度であると考えられますが、本町においては、平成25年度よりこども園を運営し、また、放課後子ども預かり事業も実施してい

ることから、大きな変更はないと判断しています。具体は、今の事業計画の中で検討して参ります。

新制度に係る保育料軽減についてですが、現在、保育料は一般保育の7段階と短時間保育の3段階に分類しており、現時点では、国の説明から日時も経過しておらず、決めていません。

今後、事例研究や周辺保育園等の状況も勘案しながら、適正に決定してまいります。

久岡住民福祉課長

平成27年から新制度が導入の予定で、本町は、既に保育型認定こども園でスタートしており、待機児童はゼロで、新制度の影響は殆どないと考えます。

現在、保育料は収入により決定していますが、新制度に向けて、計画を策定するにあたり、各町とも協議しながら保育料軽減につながるように検討します。

保育料の滞納世帯には通知、訪問を基本とし、または、その際に一括払い、

分納という形を取りながら、滞納額の増加とならないように努めています。

保育事故は、過去に骨折があつたが、それ以上の事故はなく適切に対処できています。施設内に安全危機管理、安全安心ハンドブックを備えて日々対処しており、不審者、侵入者に対しては危機管理マニュアルを作成しています。

今後も保育士と連携を図りながら事故防止に努めていきたいと考えます。

鳥獣対策と

ジビエ利用を

一山議員

鳥獣被害が深刻化しておりますが、政府は法改正によって、捕獲目標を設定するほか、銃を使った夜間の狩猟を可能にしたり、捕獲を専門とした事業者の認定制度創設も視野に入れているようです。

交付金により被害対策の実行部隊を増加させ、狩猟

した鳥獣の食肉、ジビエの利用を促進し、肉の処理加工施設整備も支援すると言っており、地域活性化や地産地消の一環としても注目しています。

また、リーダー育成として、鳥獣被害対策技術指導研修会をスタートし、捕獲後の展開まで思い描かないと対策費だけかさむと助言しています。本町の捕獲や処理の成果や被害の報告はどれくらいあるのか、また、今後の取り組み対策はどのようなにしていけるのか、交付金による肉の処理加工施設整備と地域おこしの一環としジビエの利用促進に対する見解を伺います。

福井町長

平成24年度から、新たな補助事業により、防止柵や電気柵を設置したほか、25年度からは、捕獲1頭、8千円の国の補助制度が創設され、捕獲量も倍増し、効果が出ています。

今年度は、県でも鳥獣被害対策統括本部を設置し、捕獲活動や侵入防止柵の整

備、地域資源としての食肉の有効活用や被害対策を担う地域の人材育成を推進しており、現在の取り組みを継続していきたい。

ジビエの利用促進については、捕獲数から町単独での設置、営業は困難と考えられており、海部郡全体での取り組みが可能かどうか検討していきたい。

大森副町長

有害鳥獣の捕獲は、猟友会の理解のもと、25年度は、前年度の約2倍の捕獲数の実績を残しており、農家の

方については、海部郡3町で取り組んでいる国の鳥獣進入防止柵整備対策に2年間取り組み、農業集落のほぼ全域に総延長約60kmのネット、金網等の侵入防止策の整備が行われ農作物の被害はかなり減ったとの意見もいただき、これからも持続的なものにしていかなければなりません。

牟岐町、農家の方々、猟友会、関係機関が一体となり継続して対策を実施していく必要があります、新たな人材の確保は、大変重要な課題だと思っています。

役場の電話、 窓口対応について

藤元 雅文 議員

先日、県内のある自治体に電話したところ、非常に不愉快で、自治体の対応としては大変まずいと思う体験をしました。

電話や窓口対応は、住民のみなさんに直接接する大事な場であり、牟岐町が評

価される場と言っても過言ではありません。
「人のふり見て我がふり直せ」という言葉もあります。他の自治体の実態を見せつけられ牟岐町は大丈夫かと心配になりました。
電話、窓口対応について

のマニュアルはあるか。あとすれば、どのように徹底しているのか。

福井町長

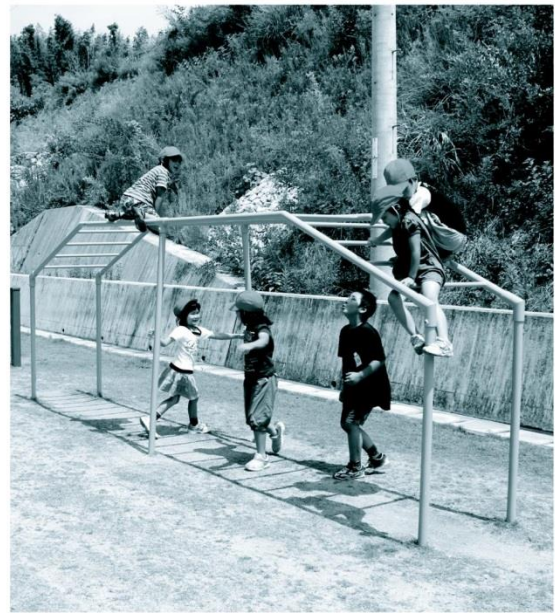
窓口対応と電話対応は、その組織の顔であり、一般企業であれば、その企業の実績が分かるとも言われています。

これまでの接客方法は、徳島県が実施している新規職員研修と、その時のテキストに基づき各人の努力義務として実践していますが、今後、接客マニュアルの作成については、検討したいと考えています。

子どもたちに、 もっと遊具を

藤元議員

幼少期の子どもたちにとって、心も体も健やかに成長するうえで遊びは大切です。遊びの中で体力や運動能力を身につけるといふことだけでなく、人として大事な人間関係を学んでい



遊具で遊ぶ小学生

きます。

現在、小学校には鉄棒、ジャングルジム、うんていの遊具が設置されていますが、スペース的には少々余裕もあり、ブランコ、滑り台などの遊具を増やすべきではないか。

峯野教育長

子どもは遊びを通じて冒険や挑戦をし、身体的な面だけではなく、心の成長や社会面においても成長するものであって、教育的にも大きな意味があると言え

ます。

小学校では、外遊びを積極的に進めておりますが、遊具を増やすことで、外遊びの広がりや多様な遊びの機会を提供でき、子どもたちの遊びがいつそう促進されるのが期待できます。

また、小学校の運動場などの施設は、地域の方々や子どもたちの憩いの場、遊びの場としての機能があると考えていますので、今後、学校施設が果せる役割を探りながら小学校施設の活用や遊具などの施設、設備の

方針を考えてまいります。

健診受診率の 引き上げを

藤元議員

歳をとれば、人間も機械と同じで部品を交換したり修理をしなければなりません。大事なことは、病気が重症化しないうちに早く見つけ、早く治療することです。そのためには定期的な健康診断が決定的に重要です。

健康診断で、自分の体のことを客観的に知ることができ、有効な手当てが可能になります。そしてそのことが、医療費を抑えることにつながり国保の運営にも良い影響を与えます。

町長は「保養と健康の町づくり」に取り組みたいと決意を述べました。健診受診率は、町民の皆さんの健康と、健康に対する関心度を計るバロメータでもあります。今後どのような引き上げ対策を考えているのか。

福井町長

健診の実施は、町民の皆様が充実した人生を送るためにも、国保財政の安定運営のためにも極めて重要な課題だと考えています。

牟岐町活性化のためにも、「保養と健康」を牟岐町の皆様の大きな目標、課題として取り組んでいただきたいと考えており、適度な運動と健康食を皆で考え、お互い競い合っていただけのように、今後、主要施策として取り組みます。

百々健康生活課長

受診率は、特定健康診査がスタートした平成20年度46・4％から年々低下し、直近では、36％台で推移しております。

対策として、各種通知や防災無線による受診勧奨、クーポン券の発行、戸別訪問による受診者獲得などがあります。今後、周知が効果的、効率的なものになるよう工夫したり、新たな対策を検討します。

移住定住施策や 少子化対策の取り組みは

横尾 政明 議員

今年の小学校の入学生は15人でした。少子化が進んでいるのを実感し、同時に対策を立てなければならぬと思います。子どもや移住定住人口を増やしていかなければ牟岐町の将来が不安です。

そこで子育て世代に対しては出産祝金、移住定住者に対しては定住準備金等の

助成制度を設けてみてはどうか。人口増が期待できるこれらの施策は重点課題として整備し運用していかねければならないと考えます。

福井町長

移住人口を増やすためには、牟岐町では魅力のある町並みや自然を再生していくしかないと考えています。



子育てクラブで交流する親子

そのための取り組みの一つが出羽島の重伝建の指定であり、美しい町並みを取り戻し、町出身者に帰ってきで欲しいと思っています。また、空き家の有効活用は重要な施策であり、活性化センターを核として取り組みを開始したいと考えています。

少子化対策では、現在出産祝金として、第1子3万円、2子以降5万円を支給しています。ただ、本町の場合は、基本的に過疎化と晩婚化が原因であり、過疎化対策としては、事業者の支援、保養と健康の町の取り組み、空き家対策、一次産業の再生など、多くの方の取組が必要となりますし、晩婚化対策としては、お見合い会の積極的な活動をお願いするしかありません。

千年サンゴの日を 制定してはどうか

横尾議員

観光資源である千年サン

ゴは海に潜らないと見られません。町としても千年サンゴの日を制定し、町発行の刊行物やチラシ等に商標登録をしている千年サンゴのロゴや名称を使ってPRしていくのはどうか。

福井町長

大島湾内に生息する千年サンゴは、規模として国内でも例をみない、また、国外でも殆ど例がないコブハマサンゴです。県もその貴重性に『千年サンゴと生きるまちづくり協議会』を立ち上げご尽力していただいています。しかしダイバーしか見られないことやPR不足のためか、あまり知られていないようです。町や県の資源として守っていくためにも、交流人口増加のためにも、全国的にPR効果の高い千年サンゴの日の制定は良い案であり、今後千年サンゴと生きるまちづくり協議会で協議するとともに、適切な日の制定やその日の行事などについて、ご相談してまいりたいと考えています。

編集後記

ラジオ体操第一が一日の始まりで、カードに印を捺してもらおうとすぐに西の港にかけつける。

鰺釣りが目的で、最初は岸壁にいたフナムシをつかまえてエサを釣る、それを捌いてまた次のエサにする。あまりおいしくないのか、なかなか釣れない。すると一隻の漁船が帰って来る、シラス漁だ、おっちゃん、エサにするから頂戴、子どもの声にたくさんのシラスをいただいた。うれしかった、たくさんの鰺にも出会えた。

午後には蝉取り、川遊び、唇の色が変わるまで遊んだ。到底、宿題などするヒマはなかった。そのツケは月末に、おまけは母の顔。

夏休み、もう一度あるならもっと計画的に遊びたい。

たくさんの出来事は、想い出として朝陽と共に幕を開け、夜露と共に大地にしみこんだ。

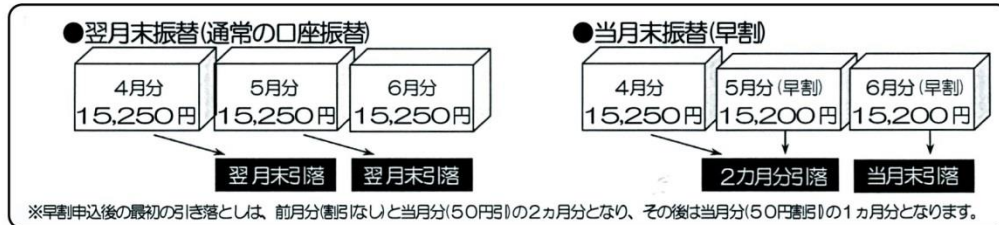
国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。

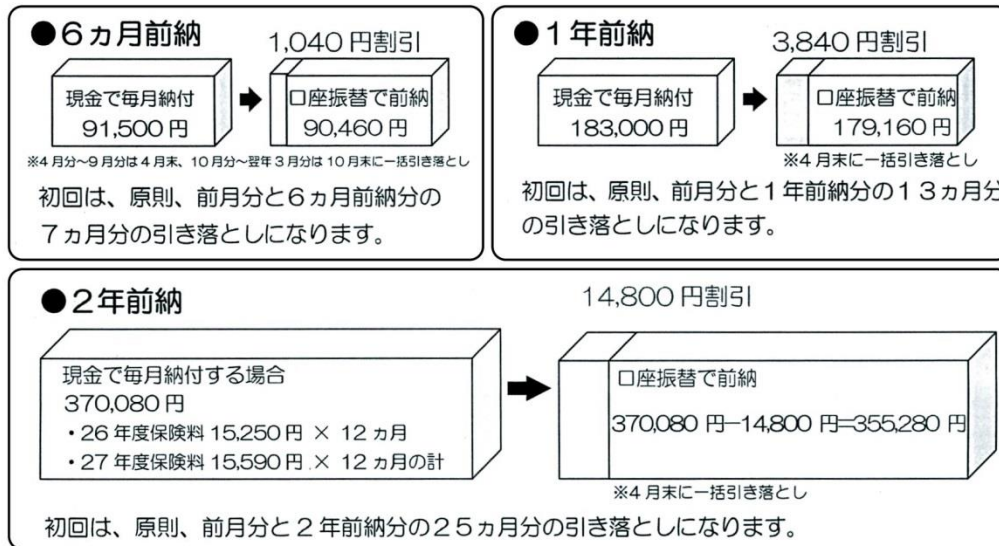
また、早割・前納で納付すると保険料が割引されます。

保険料を早割にすると、月50円(年間600円)のお得！

保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に引き落とす方法のことを「早割」といいます。

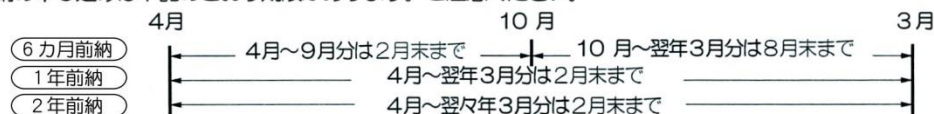


6ヵ月分、1年分、2年分をまとめて前納するとさらにお得！



《手続方法》「口座振替申出書」(役場にあります)に必要な事項を記入・押印(金融機関への届出印)、年金事務所または役場へ提出してください。金融機関の窓口へ提出していただいても結構です。

●前納の申し込みは下記のとおり期限があります。ご注意ください。



割引額比較表 ※平成26年度の保険料額による割引額です。

	1ヵ月分割引額	6ヵ月分割引額	1年分割引額	2年分割引額
翌月末振替	—	—	—	—
当月末振替(早割)	50円	300円	600円	1,200円
6ヵ月前納<現金納付>	—	740円	1,480円	2,960円
6ヵ月前納<口座振替>	—	1,040円	2,080円	4,160円
1年前納<現金納付>	—	—	3,250円	6,500円
1年前納<口座振替>	—	—	3,840円	7,680円
2年前納<口座振替>	—	—	—	14,800円

お問い合わせは 徳島県年金事務所 (088-652-1511) または 牟岐町住民福祉課 年金係 (0884-72-3415) まで。

児童手当

児童手当を受給するには役場窓口で認定請求の手続きが必要です。(公務員のかたは勤務先に)

◆支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円



※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

所得制限限度額(平成24年6月分の手当より)

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

◆支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

児童手当制度では、以下のルールを適用します。

- 1 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
- 2 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- 3 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します。
- 4 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- 5 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

詳しくは、牟岐町役場 住民福祉課(TEL 72-3416)まで

児童扶養手当

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

■受けられる方

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は児童が18歳に達した年度末までです。

■手当の対象となる児童

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める障害のある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童



■公的年金を受けられる場合は支給されません。また、受給者の所得が一定額以上ある場合は一部又は全部が支給されません。

※ 詳しくは、牟岐町役場住民福祉課(TEL 72-3416)までお問い合わせください。

徳島県障がい者
相談支援センターによる

身体障がい者巡回相談のお知らせ

障害の状況や遠隔地である等の理由により、障がい者相談支援センターに直接来所できない方を対象に巡回相談を行いますので、この機会にご相談ください。

1. 相談内容

身体障がい者の補装具（義足・補聴器等）の給付を受けたい。
身体障がい者福祉の諸制度について知りたい。

2. 日程等

実施年月日	相談科目	場所
平成26年9月2日（火）	整形外科	県立海部病院

3. 受付時間

午前10時より午前11時30分まで

4. 注意事項

完全予約制になっていますので、事前に役場住民福祉課へお申込みください。

5. 費用

無 料



在宅知的障がい者家庭支援事業のお知らせ

療育手帳の交付判定、再判定、障害年金の診断書作成、その他相談事業を徳島県障がい者相談支援センターの職員等が阿南保健所に巡回し行っております。

相談は無料ですが、予約が必要ですので事前に役場住民福祉課までお申し込みください。

実施日	場所
毎月第3水曜日（※都合により変更することがあります）	南部女性こども相談センター（阿南保健所内）

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある児童をご家庭で保護、監督している父や母、または父母に代わって児童を養育している方に対し支給される手当です。

対象となる児童

20歳未満で、身体または精神に重度障がいまたは中度障がいのある児童

支給されない場合

- 1 手当を受けようとする人、対象となる児童が、日本に住んでいない場合
- 2 児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合
- 3 児童が障害を理由として厚生年金など公的年金を受けることができる場合
- 4 手当を受けようとする人の前年の所得が一定額以上ある場合

支給額

支給される手当の月額額は障がい児1人につき1級（重度障がい児）49,900円、2級（中度障がい児）33,230円となっています。

特別児童扶養手当の支払日

手当は、請求した月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月分までの4か月分が支払われます。

4月期（12月～3月分）	4月11日	（11日が土曜日、日曜日にあたるときはその前日）
8月期（4月～7月分）	8月11日	
12月期（8月～11月分）	11月11日	

詳しくは牟岐町役場住民福祉課までお問い合わせください。TEL 72-3416

ご存知ですか?重度心身障害者医療費助成事業

- 重度の障害をお持ちの方に 医療費の一部負担金
調剤一部負担金 を助成いたします

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	身体障害者手帳1・2級所持者	医療保険証・印鑑 身体障害者手帳および療育手帳
2	療育手帳A所持者	
3	身体障害者手帳3・4級と療育手帳B1を所持する重複障害者	

ひとり親家庭の父母と児童に入院医療費の自己負担分を助成いたします

ひとり親家庭の父母とその父母に扶養されている児童を対象に入院医療費一部負担金を助成いたします。
入院医療費の助成対象者は下記のとおりとなっています。なお、医療費の助成を受けるためには申請が必要です。

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	満18歳に達した年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の父母等および当該児童	医療保険証・印鑑 (戸籍確認書類が必要な場合もあります)
2	満18歳に達した年度末までの父母のない児童	

※ 上記の制度は医療保険加入者が対象となり、所得制限があります。
詳しくは、役場住民福祉課（TEL 72-3416）までお問い合わせください。

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方に、7月下旬に市町村担当課から、有効期限 平成27年7月31日と記載された新しい被保険者証（黄色）をお届けしています。

平成26年8月1日から平成27年7月31日までの一部負担金の割合（1割又は3割）は、平成25年中の所得に基づき、改めて判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証（むらさき色）は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 年 月 日

被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発行期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者の番号	
保険者の氏名	
保険者の印	

印

➡

後期高齢者医療被保険者証

有効期限平成27年7月31日

※ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は
平成27年7月31日
になっています。

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満		
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請）	520万円未満は1割（要申請）
	383万円以上は3割（※）	520万円以上は3割

※ 70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証(有効期限平成27年7月31日)の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。

臓器提供についてよく考え、家族と話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。

なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

注意事項
保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3 私は、臓器を提供しません。
◀ 1又は2を選んだ方で、提供をしない臓器があれば、×をつけてください。▶

【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】
(特記欄:)

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

◆自分の意思に合う番号を選択
自分の意思に合う番号を1から3までの中からひとつ選んで○をしてください。

◆提供したくない臓器の選択
1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器は以下のとおりです。
脳死後: 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球
心臓が停止した死後: 腎臓・脾臓・眼球

◆特記欄への記載について
1又は2を選んだ方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。
親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」と記入できます。

◆本人署名・家族署名について

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください。(家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です。)

※ 臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。

※ 記入する場合は、ボールペン等の消えないペンを使用してください。

※後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(薄い紫色)をお持ちの方へ

平成25年度の認定証をお持ちの方で平成26年度住民税非課税世帯の方には、7月末までにお住まいの市町村から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けしております。

認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で「過去12か月で90日を超える入院」をされた方は、お住まいの市町村担当窓口申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

※平成26年度の保険料の決定通知書を8月中旬にお送りします。

平成26年度の保険料が、年金から差引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。

保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。

また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、市町村から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

*****後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ先*****

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課

徳島市川内町平石若松78番地1

電話 088-677-3666

牟岐町役場 健康生活課 後期高齢者医療担当

牟岐町大字中村字本村7番地4

電話 72-3417

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

被保険者のみなさまへ

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを送ります

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り換えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を平成26年9月下旬に送付いたします。

通知対象者は、今年5月に医療機関で新薬を処方され、ジェネリック医薬品に切り換えた場合に自己負担額が大きく軽減される方となります。

なお、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、試してみたいとお考えの方は、医師や薬剤師にご相談ください。

お問い合わせ

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課

電話 088-677-3666

40才から74才の

国民健康保険加入の方へ

平成26年度 特定健診がはじまりました!

年1回の健診で、あなたの健康チェック!

特定健診を受ける事が、生活習慣改善の第一歩です

対象者： 国保に加入している40～74歳の方全員

(通院中の方でも、特定健診の対象になります!)

特定健診は、病気にならないうちから、体の中でおこっている異常をいち早く発見することが目的です。

- ・健康な方、未受診の方は、現在のご自身の体の状態を知るため
 - ・健診で、正常値からちょっと外れた方は、生活習慣病の発症予防のため
 - ・治療中の方は、コントロールを良くして、重症化予防のため
- どんな方にも必要な健康診断です! 必ず毎年、受診して下さい☆



指定医療機関以外で、かかりつけの場合(県立海部病院や阿南共栄病院など)は、血液検査の結果を教えていただければ、受診したこととして、登録できます! 詳しくは健康生活課(tel.72-3417)までお問い合わせ下さい!

実施機関： 7月～12月(受診券の有効期限は12/22です!)

実施場所： 集団健診(8/23、10/17) もしくは

個別健診(県内指定の医療機関)

*町内は北川医院、小柴外科胃腸科医院、美海クリニックでいつでも受けられます。

健診費用： 1,000円(ただし40～70歳の節目に該当する方は無料クーポン対象)

検査内容： 身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)

血圧測定

診察

尿検査(尿糖・尿蛋白)

血液検査(脂質検査：中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)

(血糖検査：空腹時血糖・ヘモグロビンA1c)

(肝機能検査：GOT・GPT・γ-GTP)

(腎機能検査：クレアチニン・e-GFR・尿酸)



特定健診を受けられた方のうち、生活習慣病のリスクが高い方にはエコー検診(超音波)を実施しています。人間ドックのような検査でオススメです!

ただいま予約受付中!
皆さんのお申し込み
お待ちしております!

***集団検診では、がん検診も合わせて受診できます。**

(がん検診は40歳以上なら国保以外の方もOK!)

■詳しくは…役場・健康生活課 tel.72-3417 保健師・栄養士まで

風しんの抗体検査が無料で受けられます!

最近、都市部で大流行した風しんですが、男女とも妊娠・子育て世代で感染が広がっています。社会全体で風しんを予防し、生まれてくる子ども達をみんなで守っていくために、徳島県では「風しん抗体検査」を無料で受けられる事業を行っています。

この機会に、風しんの抗体検査を受けましょう!

助成対象者：女性：妊娠を希望又は今後予定する方〔妊婦は除く〕

男性：昭和39年4月2日～平成2年4月1日までに生まれた方

※検査を受けられる際には、年齢や住所が確認できるもの（運転免許証、保険証等）を提示してください。

検査方法：採血で行います。

検査場所：県内の6保健所または県内の協力医療機関

詳しくは徳島県のホームページをご覧くださいか、
美波保健所までお問い合わせください。

事業開始日：平成26年4月1日～平成27年3月31日

■ お問い合わせは

美波保健所 健康増進担当まで TEL 74-7343

(風しん抗体検査を受けられる方は、電話予約してください。)

※また、牟岐町では徳島県の風しん抗体検査で「抗体価が低い」と判定された方に風しんの予防接種費用の助成を行っていますので、お問い合わせください。

牟岐町役場 健康生活課 TEL 72-3417

室戸阿南海岸国定公園指定50周年記念事業



～総延長200kmを走破するビッグイベント～ ドライブ+α★スタンプラリー

実施期間：平成26年7月20日(日)～平成26年9月30日(火)

室戸阿南海岸国定公園内にあるチェックポイントでスタンプを6個集めると先着300名様に「記念トートバッグ」をその場でプレゼント。

さらに、スタンプ7個で3,000円相当、スタンプ8個で5,000円相当の「地元特産品詰合せ」が抽選で当たります。

スタンプカードは、各チェックポイントと牟岐町役場・海の総合文化センター・牟岐町立図書館で配布しています。

室戸阿南海岸国定公園は、昭和39年に指定された徳島県の淡島海岸から高知県の室戸岬に至る、総延長200kmにわたる雄大な海岸線の国定公園です。

チェックポイント	
阿南市	光のまちステーションプラザ
	伊島漁業協同組合
美波町	道の駅 日和佐
	日和佐うみがめ博物館カレッタ
牟岐町	モラスコむぎ
海陽町	穴喰駅(阿佐海岸鉄道)
	海洋自然博物館マリンジャム
東洋町	海の駅 東洋町
室戸市	室戸ジオパークインフォメーションセンター
	室戸ドルフィンセンター



詳しくは、牟岐町役場産業課 (TEL72-3420) までお問い合わせ下さい。

君の決意が国の力に!



DEFENSE JAPAN



平和のために	災害への対応	世界への貢献	国民と自衛隊
自衛隊の主たる任務は、我が国に対する侵略を未然に防止するとともに、万一侵略を受けた場合に排除することです。自衛官は「国の防衛」に直接携わります。	国内における風水害・噴火・地震などの自然災害や火災・海難・航空機事故などの際の災害救助活動、医療設備の整っていない離島からの緊急患者輸送、山や海での遭難者の救出などの「災害派遣」に携わります。	国際平和のための努力及び国際協力の推進に寄与するため、世界各地で積極的に国連平和維持活動(PKO)や人道的な国際救援活動に参加したり、海外における大規模な災害に際しての国際緊急援助活動を主体的・積極的に取り組んでいます。	自衛隊は他にも、不発弾の処理、国体やマラソン大会の協力、総理大臣・外人要人の政府専用機での輸送、海上自衛隊の砕氷艦「しらせ」による南極観測支援等を実施しています。また、国民のより一層の信頼と協力を得るため、様々な広報活動も実施しています。

陸上自衛隊	人々の一番近くで平和と安全を守る誇り 14万人を超える隊員が日本の平和と独立を維持するべく、日夜任務に励んでいます。万一、国土への侵略があった場合には、防衛の中心的役割を担います。
海上自衛隊	豊かな島国日本が有する防衛の要として 海洋国家である日本の国土防衛の最前線で活躍し、平素から我が国の安全保障に影響を及ぼす事態に適切に対処するとともに、生命線である海上交通の安全確保に努めています。
航空自衛隊	脅威を未然に防ぐ大空の精鋭 航空作戦は、戦況の優劣を大きく左右する重要なミッションです。日本の領域を侵犯する航空機や弾道ミサイルなど、空からの脅威を未然に防ぎます。



自衛官候補生	任期制の自衛官として任官する前に、自衛官として必要な基礎的教育訓練に専念するための制度です。各種教育訓練や職務を通じた技術の習得のほか、再就職に向け必要な資格の取得など、希望に合わせたキャリアプランが描けます。 手当: 125,500円 任用一時金: 176,000円(2士任官後支給) 2士任官後 159,500円 任期を満了した際には、2年間の勤務で約54万円(陸自)、3年間の勤務で約89万円(海、空自)、2任期目で約137~143万円支給されます。	賞与: 年2回(6月、12月) 昇給: 年1回 勤務地: 各都道府県の駐屯地または基地など 勤務時間: 8:15~17:00 休日等: 週休2日制、祝日 年末年始、夏季休暇 年次有給休暇
一般曹候補生	部隊の中核となる自衛官を養成する制度です。入隊後、教育課程や部隊勤務で知識や経験を積み、2年9ヵ月以降、選考により曹へ昇任します。基礎知識はもちろん専門的な技能までじっくりと着実に身に付けながら自分のペースで成長することができます。 初任給: 159,500円	保険: 団体生命保険 生命共済 団体傷害保険 火災保険など

募集種目	資 格	受付締切日	試験日	合格発表	試験科目
自衛官候補生	18歳以上 27歳未満	9月9日(火)	9月19日(金) または 9月20日(土)	10月10日(金)	筆記試験(国語、数学及び社会) 口述試験、適性検査、身体検査
一般曹候補生				1次:10月2日(木) 最終:11月7日(金)	1次:筆記試験及び適正試験 2次:口述試験及び身体検査

お問い合わせ

自衛隊 徳島地方協力本部 阿南地域事務所
電話番号: 0884(22)6981



※資料請求、手続きの要領、試験についての相談など
ご連絡いただければ詳しい内容を説明に伺います。



8月は「電気使用安全月間」です

コードやプラグは丁寧に扱しましょう。コードが傷んだり、プラグの刃が曲がったりすると断線や過熱の原因となります。また、コードが家具に踏まれたり扉に挟まれたりして、被膜が損傷していないかなどもときどき点検しましょう。

電気安全のご相談は、お気軽に下記までご連絡ください。



一般財団法人

四国電気保安協会

徳島支部（牟岐事業所）TEL. 0884-72-3268



いのちの希望35周年 記念大会

日時：平成26年9月7日(日) 14:00～16:30

場所：あわぎんホール4F大会議室（県郷土文化会館 / 徳島市藍場町）

【記念講演】

もうひとりの自殺予防、どう死ぬかはどう生きるか、「ピンピンコロリン運動」

（講師）徳島県自殺予防協会 名誉理事長 近藤 治郎

【お問い合わせ先】

いのちの希望 社会福祉法人 徳島県自殺予防協会

（相談）088-623-0444，088-696-4443，0884-23-4440，0883-76-0444

（事務局）〒770-0942 徳島市昭和町7-40-6 TEL 088-652-6171 / FAX 088-623-9141

URL <http://www.inochinokibou.or.jp> Mail inochinokibou@kuc.biglobe.ne.jp

道路照明灯・防犯灯の修繕(球切れ)について

牟岐町では、町内に設置されている町管理の街路灯（道路照明灯・防犯灯）の不具合について修繕を行っています。

「夜、点灯していない」、「昼間なのに点灯している」、「点滅している」などの状態を発見された方は、ご連絡ください。

ご連絡の際には、次の1から3の項目をお知らせください。

1. 街路灯の所在地をお知らせください。（位置確認のため付近の家等目印になるものをお願いします。）
2. 「夜、点灯していない」、「昼間なのに点灯している」、「点滅している」などの街路灯の不具合の状況をお知らせください。
3. 現地確認の際などに、ご連絡をさせていただく場合がございますので、お名前、連絡先をお知らせください。

連絡先 牟岐町役場 建設課（TEL 72-3418）

くらしのサポーター募集中!!

行政から発信される消費者情報を周りの消費者（家族、友人、近所や職場など）に広めたり、周りの消費者の相談を行政につながるなどのボランティア活動をする18歳以上の方と団体を募集しています。

【問い合わせ先】

徳島県消費者情報センター（石川、林）

ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/shohi>

TEL 088-623-0612

（休所日：水曜日・祝日・年末年始）

地域情報通信基盤整備推進交付金事業における整備計画の事後評価

この事後評価は、地域情報通信基盤整備推進交付金交付要綱第8条の規定により平成20年度に実施した地域情報通信基盤整備推進交付金事業について、事後評価及び公表するものです。

事業名		地域情報通信基盤整備推進交付金事業							
事業年度		平成19年度				平成20年度			
事業完了日		平成21年3月19日							
総事業費		729,777千円				540,412千円			
交付金額		209,873千円				177,697千円			
整備対象地域		海陽町の一部（旧海南町、旧海部町）、牟岐町の全部、美波町の一部（旧由岐町）				海陽町の一部（旧穴喰町）、美波町の一部（旧日和佐町）			
事業内容		海陽町、牟岐町、美波町では、地上テレビ放送の難視聴地域が点在しており、ほとんどの家庭ではテレビ放送を視聴するため、共同受信施設に加入する必要があった。共同受信施設では、いずれの施設も設備の老朽化や地上デジタル放送への対応といった課題を抱えており、設備の更新や改修を個々の施設が個別に対応すれば、加入者の個人負担が増大し、地域内での地域間格差を助長させることが予想された。そこで、FTTHによるケーブルテレビ施設を地域内全域に整備することにより、地域が抱える放送諸問題を一举に解決することができた。また、光インターネットが全域で利用できる環境も整い、情報格差が是正され、地域の活性化に効果が期待できるものとなった。 さらに、全戸に告知放送端末を設置し、近い将来発生が想定される「東南海・南海地震」などの自然災害から、住民の人命、財産を確保するための情報伝達手段として活用している。							
プロジェクト	サービス開始日	平成21年9月1日							
	サービス形態	公設民営（IRU）							
	契約先	ケーブルテレビ徳島株							
		整備計画の目標		実績		整備計画の目標		実績	
		初年度	最終	H21年度末	H25年度末	初年度	最終	H21年度末	H25年度末
	整備地域の世帯数	7,088	7,088	7,085	6,936	3,615	3,615	3,583	3,520
	加入世帯数	2,126	2,126	1,503	1,758	1,085	1,085	811	989
	加入率	30%	30%	21.2%	25.3%	30%	30%	22.6%	28.1%
	評価及び課題	平成25年度末の加入率は、H19年度整備地域で25.3%、H20年度整備地域で28.1%といずれも整備計画における目標加入率30%を下回っている状況である。その原因については次のことが考えられる。 ・高齢者率が高く（65歳以上H19年度整備地域41.9%、H20年度整備地域40.4%）パソコンを所持していない世帯が多いこと ・スマートフォンの普及により、パソコンからのインターネット接続の機会が減少したこと							
ケーブルテレビ	サービス開始日	平成21年9月1日							
	サービス形態	公設民営（IRU）							
	契約先	ケーブルテレビ徳島株							
		整備計画の目標		実績		整備計画の目標		実績	
		初年度	最終	H21年度末	H25年度末	初年度	最終	H21年度末	H25年度末
	整備地域の世帯数	7,088	7,088	7,085	6,936	3,615	3,615	3,583	3,520
	加入世帯数	5,670	5,670	5,660	6,719	2,892	2,892	2,335	2,841
	加入率	80%	80%	79.9%	96.9%	80%	80%	65.2%	80.7%
	評価及び課題	平成25年度末の加入率は、H19年度整備地域で96.9%、H20年度整備地域で80.7%といずれも整備計画における目標加入率80%を上回っている状況であるが、次の課題がある。 ・平成27年3月までに終了するデジアナ放送対応							

海陽町企画課 0884-73-4156、牟岐町総務課 0884-72-3412、美波町総務企画課 0884-77-3611

北海道地震津波の記録

「海が吠えた日」より

藁ぐろにつかまって

宮ノ本 故 大平ヤクエ

二十日の夜は、虫が知らしたのか生後二十五日の男の子が泣いて寝つかず、宵から抱いて立ったりすわったりして、寝ていなかった。朝方ウトウトしていたら大きな地震で目が覚めた。広島島から復員していた夫はするめ釣に出ており留守で、母と子供三人で寝ていた。直ぐに戸を開けて外に出た。地震が揺っている間は前の小島千太郎さん宅の横の観音寺川の土手で皆が立っていた。まだ潮は来とらなかったので母は先に上の子供二人を連れて、そのまま川の土手から宮崎宅の裏を通って無事に灘道へ逃げた。

私は男の子を抱いていたので一旦家に入った。真っ暗で子供を背負う「すけ」がわからので筆筒を開け、何でもかんでも引き出して子供を背中に巻きつけ、お金が無くては困るので宵に松田の兄にやんと分けたするめの販売代金を驚掴みにして、袋に放り込んだ。そして逃げようとしたらもう外ではバリバリ、ゴウゴウという音がしてきた。「こりゃーしもたあ。おそうなっ

た」と慌てて土手づたいに宮崎宅の裏へと逃げたが、沖吉の兄の家の空地から波がざあざあど押し寄せて来て立往生してしもた。私は兄の家の横の竹垣につかまったが、二回目の波で道から川を越えて川向かいの松下さんの田圃の隅へ投げつけられた。三回ぐらい潮を飲んだが度胸がすわった。浜の方へと流されたら死んでしまうが田圃の方へ流されたら助かると思い、潮を飲まのようにして灘の方に向かって流されていった。真崎のばあやんや孫さんたち後から逃げて来た人たちは、川へ流されて死んだ人が多かった。「助けてくれー」という断末魔の叫び声は今だに耳に残って忘れられない。

潮水を飲まのように頭をあげて流されとったらドラム缶が浮いて来たが掴まれない。壊れた家の柱が流れて来たがひっくり返って掴まれない。原さんの田圃（現在の中磯宅裏付近の下側）辺りまで流されたら、田圃の岸に積んであった「藁ぐろ」に行き当たった。足が田圃につかえてつると滑りながら手で潮をかきもって「藁ぐろ」に掴まった。「藁ぐろ」が岸へあがった時はよいが、潮が引き潮になったら藁が抜けてくる。あちちを持ちこつちを持ちして若宮神社の下位（現在の古牟岐道路四ツ辻付近）まで流されたら後が重たくなった。「誰ぜえ！おたいに掴まったんわー」「ばあやん助からんかいまあー」と男の子の声「ばあやんに掴まったら重みではあやんも死ぬのって、早よう藁を掴まえ」と言うど軽うなったんで「あの子は藁を掴まえたんかいなあ、死ぬのは一緒やったのにあんなことうんやなかった」と思いながらごひつ坂の下まで流されていったら潮が引いていった。

少し明るくなってきたと見よったら、流されて来た家の下店の上に蛙が止まったように男の子がチヨコンと座っていた。「おまあ助かったんけえ、また波が来るよってキヨロキヨロせんと早う逃げー」と言うと一目散に道路に駆け上がった。私は立って見たが田圃がずるずるして立てられず四つ這いに這うて岸へと辿り着いた。ようよう坂を這い上がって灘道まで着いたけれど、子供を背負うとろし綿入れの着物づくめで濡れて重どうて歩けず、小林牧場まで這い込んで行った。

牧場のカド(表)ではいっぱい避難して来た人達がわいわい言ったが、その横をくぐって裏口へと廻った。裏口には誰もおらんで障子を開けて入ったら庭(土間)で先刻の男の子(奥英治君)が震えよった。「おまあ助かったんけえ、早よう抜きー、つるつる裸で入りー、何じゃ着けとられんじょー」と言うて中を見ると、高い櫓に昔の木綿蒲団を高う積んであるんで私も裸になり、子供も服を脱がして抱きしめて一緒に入いっとった。七時ごろになるとおしっこがしうなつて辛抱ができず「誰ぞおらんのけー、何ぞ貸してくれー」とどなった。表の部屋で橋本力さんの母親シヅノさんが救助されて、小林先生が湯を沸かしてもって来たり火で暖めたりして、子供たちが「お母さん死ぬな！お母さん死ぬな！」皆がかかっていて誰もが気が付かない。大声で怒鳴っていたら誰かが乳牛に着せる物(つぶしまである布切)を放ってくれたので、それを着いて便所へ行ってきた。臭くてもかまんとそれで子供を包んで暖めていた。

しばらくすると夫が私たちが小林牧場で助かっていると聞いて、見に来てくれたので嬉しかった。濡れた時は毛布でなくて肌着が欲しかった。夫が肌着を持って来てくれて、母子二人が着て火で暖まったりしたら子供も泣き出して助かった。小林牧場では大勢避難して来ていた人たちに、牛乳を暖めて振舞ってくれた。皆嬉しかった。夜が明けて帰って見ると家は半壊で傾いて残っていた。小島国太郎さん宅まで流されて、隣の真崎亀一さん宅、私宅、横田喜代一さん宅の三軒が残っていた。前の喜来晴茂さん宅が流されて、沖吉丈吉さんと小島千太郎さん宅が半壊で残っていた。夫は隣組長だったのでほとんど家にはおらず母と家を片づけた。私たちは灘の原さん宅で二晩泊してもらい、それからしばらく沖吉の兄の家の二階で母は上の子供二人を連れて灘道の亀山神社の下の本家の納屋に分かれて生活した。

地あげをしてから家を直して皆で暮らせるようになった。しかし下の男の子は地あげの最中に風邪をひいて、つってつってして生後五か月で亡くなつてかわいそうだった。欲を捨てて早く逃げたらよかったのに、お金が無かったら困る、子供が風邪をひいたら困ると家へ飛び込んだのが失敗で、慌てて折角持って逃げたつもりの紙札も、逃げる途中潮を待つ間に袋の中を覗いたら、紙札でなく蚊取線香を持って逃げていた。母は子供二人を連れて直ぐに疎開納屋に逃げて、火を焚いて無事助けてくれていた。

平成26年度 海部郡消防操法大会

平成26年5月18日(日)
内妻グラウンドにて開催されました。
小型ポンプの部において、7分団が準優勝を修めました。
ポンプ車の部において、1分団が優勝を修めました。



第29回徳島県消防操法競技大会

平成26年7月13日(日)
徳島県消防学校にて開催されました。
ポンプ車の部において、1分団が出場しました。



第18回牟岐アワビまつり

5月3日(土曜日)、5月4日(日曜日)



保育園夏祭り

7月16日(水曜日)

